

児童相談所会計年度任用職員による児童への虐待事案について

児童相談所一時保護所において、複数の児童に対し、会計年度任用職員による虐待事案が発生しました。今回の事案において被害を受けた児童及び保護者の方々並びに県民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことがないよう、適切な対応と再発防止を徹底してまいります。

1 事案の概要

- ・児童相談所会計年度任用職員（60代、宿直補助員※）が、一時保護中の複数の児童に対し、頭などをスリッパや平手で叩いたことが判明した。
※夕方から翌朝にかけて、入所児童の見守りや身のまわりの物品準備等を行う。
- ・児童福祉課による調査（関係職員及び児童への聞き取り、カメラ映像の確認）の結果、児童4名に対しての身体的虐待が認められた。

2 事案発生後の対応

令和7年

11月12日（水）	・加害を目撃した児童が児童相談所に相談し、虐待疑いを認知
	・児童相談所において事実関係の調査を開始
11月17日（月）	・児童相談所から児童福祉課に対し被措置児童等虐待の通告
	・児童福祉課から児童相談所に対し緊急的指示 (子どもの安全確保、細部の事実確認、保護者への説明・謝罪)
	・群馬県社会福祉審議会児童措置・虐待対応専門部会長への報告
11月18日（火）	・児童福祉課により、加害職員を含む関係職員及び児童への聞き取り調査
～28日（金）	・一時保護所内見守りカメラ映像の確認等の調査
12月1日（月）	・調査結果に基づき、県として、4名に対する身体的虐待を認めた (他に類似の被害疑いがある児童1名について事実確認中)
	・被害児童を含め、一時保護中の児童の心理的ケアを引き続き実施

3 再発防止策

児童相談所の全職員に対し、次の事項を徹底し、再発防止を図る。

- ・児童相談所全体会議で虐待の予防を周知
- ・児童虐待防止に係る自己点検
- ・配属・採用時に、虐待等の禁止行為を含め、児童の権利擁護を徹底